

経営者のための



銀行交渉術

と

最新税務情報

第 70 号

平成 30 年 9 月 27 日(木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■所得拡大促進税制の拡充■

平成 30 年度税制改正により、従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除する所得拡大促進税制が拡充されました。改めて確認してみましょう。

1. 改正の概要

(1) 大企業 (資本金 1 億円超)

	改正前	改正後
適用要件	<p>①給与等支給総額 平成 24 年度（基準年度）から一定割合以上増加</p> <p>②給与支給総額 前事業年度以上</p> <p>③継続雇用者給与等支給額 対前年度増加率 2%以上</p>	<p>①継続雇用者給与等支給額 対前年度増加率 3%以上</p> <p>②国内設備投資額 減価償却費の総額の 9 割以上</p>
税額控除	給与等支給総額の平成 24 年度からの増加額の 10%（税額控除額は法人税額の 10%が上限）	<p>①給与等支給総額の前年度からの増加額の 15%</p> <p>②教育訓練費増加要件を満たす場合には 5%上乗せされ、合計 20%の税額控除（税額控除額はいずれも法人税額の 20%が上限）</p>

(2) 中小企業 (資本金 1 億円以下)

	改正前	改正後
適用要件	<p>①給与等支給総額 平成 24 年度（基準年度）に比べて 3%以上増加</p> <p>②給与支給総額 前年度以上</p> <p>③継続雇用者給与等支給額 前年度を上回る</p>	<p>①給与等支給総額 前年度以上</p> <p>②継続雇用者給与等支給額 対前年度増加率 1.5%以上</p>
税額控除	給与等支給総額の平成 24 年度からの増加額の 10%～22% (税額控除額は法人税額の 20%が上限)	<p>①給与等支給総額の前年度からの増加額の 15%</p> <p>②継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5%以上で、一定の教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、10%上乗せされ、合計 25%の税額控除（税額控除額はいずれも法人税額の 20%が上限）</p>

2. 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間に開始する事業年度において適用されます。